

教職員の働き方改革プラン

(業務量管理・健康確保措置実施計画)

令和2年4月

(令和6年4月改定)

(令和8年4月改定)

東かがわ市教育委員会

はじめに

現在、学校や社会を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、教職員の長時間勤務の改善が課題となっています。

教職員が子どもと向き合う時間を確保し、教育の質を向上させるために、東かがわ市教育委員会では本プランを策定しました。教職員一人一人が持っている力を高め、発揮できる環境を整えるとともに、教職員の日々の生活の質の向上や心身の健康の維持をめざします。そして、東かがわ市教育の大綱に掲げる「東かがわ市で学ぶ楽しさを味わい、主体的に未来社会を生きる人づくり」を推進していきます。

なお、本プランについては、年度ごとにその取組状況を検証し、内容の改善を図るものとします。

目的

教職員が心身の健康を維持しながら、教育活動に意欲的・主体的に誇りを持って取り組むことができる環境づくりを進めます。ひいては、教育の質の向上と子どもたちの豊かな成長を目指します。

東かがわ市の現状

令和6年度・7年度 時間外在校等時間（月平均）											
小学校					中学校						
月平均時間	年度	R4年度	・・・	R6年度	R7年度	月平均時間	年度	R4年度	・・・	R6年度	R7年度
80h以上		5.3%	・・・	1.3%	0.0%	80h以上		29.7%	・・・	9.2%	7.6%
45 h 以上80h未満		29.3%	・・・	28.0%	25.6%	45 h 以上80h未満		51.5%	・・・	63.0%	48.5%
45h未満		65.4%	・・・	70.7%	74.4%	45h未満		18.8%	・・・	27.7%	43.9%

令和6年度・7年度に実施した「時間外在校等時間調査」（月平均）の結果から、以前の調査結果と比較すると月80時間を超える教職員の割合が低くなってきています。

（令和4年度 小学校：5.3% 中学校：29.7%）

また、令和7年度には、45時間以上80時間未満の割合が低くなり、低在校等時間帯の45時間未満の割合にシフトしています。このことから徐々に改善傾向が見られるようになっていきます。しかし、依然として中学校においては80時間を超える割合が約1割近くあることからさらに学校運営改革、教職員の意識改革を進めていく必要があります。

目標

- 時間外在校等時間が、原則として、月45時間、年間360時間を超える教職員ゼロを目指します。
- すべての教職員がストレスチェックを実施し、高ストレス判定者をゼロを目指します。
- 年次有給休暇取得日数 すべての教職員 年間5日以上を取得を目指します。
小中学校平均 10日以上を取得を目指します。

目標実現のための基本的方向

- 1 業務の適正化
- 2 業務の効率化
- 3 学校運営改革と意識改革
- 4 保護者、地域への理解促進

1 業務の適正化に向けて

教職員の長時間勤務の改善に向け、勤務の状況を正確に把握したうえで、教職員が真に担うべき業務であるかを精査します。教職員以外の者が担うことができるものについて業務の役割分担の見直しのほか、事業のスクラップ・アンド・ビルドを行うよう努めます。また、多忙化の解消に向けた人員やスタッフの確保を図るなど、体制の充実に努めます。

○サポートスタッフや専門スタッフ等の配置

学習指導をはじめ、生徒指導や特別支援教育等を充実していくために、学校をサポートする専門スタッフを配置します。

配置専門スタッフ

- | | | |
|----------------|------------|------------|
| ・スクールサポートスタッフ | ・学校図書館支援員 | ・ICT支援員 |
| ・特別支援教育支援員 | ・教育活動支援員 | ・部活動指導員（中） |
| ・スクールカウンセラー | ・臨床心理士 | ・特別支援教育指導員 |
| ・スクールソーシャルワーカー | ・「心の教室」相談員 | |
| ・外国語指導助手〈ALT〉 | ・外国語スタッフ | |
| ・地域連携コーディネーター | | |

○地域人材等の積極的な活用

地域に根ざした質の高い教育を実践するため、地域連携コーディネーターが地域のゲストティーチャーやボランティアと学校の橋渡しを行い、地域人材等を積極的に活用します。

○事務職員の校務運営への参画と連携

年度当初に管理職と事務職員とが36協定を締結し、年間を通じた職務内容と残業時間等の共通理解を図ります。また、学校事務共同実施のグループリーダー・サブリーダー

一と市内小・中学校校長会長、事務局とが定期的に会を設け、市内小・中学校の学校運営について協議することで、より良い連携を推進していきます。

2 業務の効率化に向けて

業務の適正化とともに、真の教職員が取り組まなければならない業務について、ICT化の推進や校務分掌の見直し等により、より効率的、効果的に行うよう努めます。

○校務支援システムの充実

市内すべての小中学校の教職員が活用できる校務支援システムを整備しています。このシステムを活用し、教職員の業務の効率化を進め、業務時間の短縮を図ります。

○教育用ICT機器の整備

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が図れるよう、学習指導に活用できる電子黒板や実物掲示装置等の整備を推進します。

○教員提案型の研修会等の充実

教職員自身のキャリアステージに応じ、自らが研修内容等をデザインし、教職員として求められる資質・能力の向上につなげます。

3 学校運営改革と意識改革に向けて

学校現場において、業務の適正化や効率化がスピード感を持って取り組まれるためには、管理職の的確なマネジメントとともに、教職員一人一人の働き方改革に向けた意識が重要です。同時に、「チームとしての学校」という理念を教職員間で共有するとともに、教職員自身のワーク・ライフ・バランスに関する意識を高めます。

○勤務時間の客観的な把握と教職員の意識改革

タイムカードを用い、勤務時間を客観的に把握することで、教職員自らがタイムマネジメントを行い、働き方に対する意識の改革を図る環境整備を努めます。

○中学校部活動休養日の設定

部活動は、生徒にとってスポーツや文化等に親しむとともに、責任感や連帯感の涵養に資する重要な活動です。教員の勤務負担の軽減とともに、生徒の多様な体験を充実させ、健全な成長を促す観点からも、部活動休養日を設定します。

また、「東かがわ市立中学校の部活動ガイドライン」に基づいた活動時間や活動休養日を徹底することで、教職員の休養日の確保に努めます。

東かがわ市立中学校の部活動ガイドライン（抜粋）

○活動時間

- ・ 平日 2時間程度
- ・ 休業日 3時間程度

○休養日

- ・ 学期中は原則として水曜日と日曜日を休養日とする。
(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上)

○長期休業中

- ・ 連続して5日以上 of 休養期間（オフシーズン）を設ける。

○部活動の地域展開の促進

少子化に伴う今般の部活動改革を通じて、学校を含めた地域の中で、中学生世代のスポーツ・文化・芸術活動を進化させるとともに、教職員の働き方改革につながるよう、学校部活動を地域に展開していきます。

○学校閉庁日の設定

夏季休業中の8月11日～15日までの5日間を「学校閉庁日」に設定しています。教職員が休暇を取得しやすい環境を整え、心身のリフレッシュを図ります。

○長期休業日の期間の設定

長期休業日の期間については、児童生徒や教職員への負担を勘案し、学校運営協議会で協議の上、状況に応じて柔軟に変更できるようにしています。

例 学年始休業日の期間延長 夏季休業日期間の延長 等

4 保護者、地域への理解促進

働き方改革を進めるにあたっては、学校や教育委員会の取組みにとどまらず、学校と地域との連携、協働を一層進め、保護者及び地域住民等の理解を得て進めていくことが重要です。

○積極的な情報提供等による共通理解の促進

保護者、地域住民、地元企業等に対し、働き方改革の重要性や方向性についての積極的な情報提供を行い、理解の促進を図るとともに、地域に根ざした働き方の改革を促進します。

○学校が直面する諸課題に地域と共に取り組む学校運営体制の推進

学習指導要領の円滑な実施や児童生徒の問題行動への対応など、学校が直面する諸課題に保護者や地域の有識者と共に考え、取り組んでいく運営体制の構築を図ります。